

北海道グリーン・ビズ認定制度 実施要綱

第1 目的

この要綱は、環境に配慮した自主的な取組を実施することにより、北海道の環境の保全及び創造に貢献する事業所等について、「北海道グリーン・ビズ事業所」としての登録又は認定を行い、その取組を広く道民に紹介すること等により、事業所における環境配慮の取組を促進し、もって環境と経済が調和する持続可能な北海道の創造に寄与することを目的とする。

第2 部門

認定及び登録の部門は次のとおりとする。

(1) 優良な取組部門

- 環境に配慮した一定の取組を実施している事業所を登録する部門

(2) 創意あふれる取組部門

- 創意にあふれ、他の事業所に影響を与えるような特に優れた取組を行っている事業所等を認定する部門

(3) 先進的な取組部門

- 二酸化炭素や産業廃棄物削減の数値基準を達成した事業者を認定する部門

第3 登録及び認定の必要事項

登録及び認定の要件、申請、有効期間等の必要な事項について、第2の部門ごとに別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 3月29日から施行する。